

第 6 1 号議案

中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(中間市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第3条第2項に規定する」を「に定める」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「控除する」の次に「ことができる」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 職員を入居させるための住宅その他の施設であって市が提供するものの入居料その他の当該施設の利用の対価の金額

第3条第3項を同条第2項とする。

(中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 中間市一般職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市職員等の旅費に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費又は費用弁償（以下単に「旅費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条の前の見出し及び同条を削る。

第2条第1項中「公務のため」を削り、「出張する」を「出張をするとき、又は赴任をする」に改め、「条例」の次に「の定めるところ」を加え、同条第2項中「旅行した」を「出張をする」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 市の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するものをいう。

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（常時勤務する場所をいう。次号において同じ。）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のためその時点における在勤地（以下「旧在勤地」という。）から新たな在勤地（以下「新在勤地」という。）に旅行することをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第4条を次のように改める。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（前条第2項に規定する場合にあつては、依頼又は要求をする市の機関の長又はその委任を受けた者。以下「旅行命令権者」という。）の発するそれぞれ当該各号に定める旅行命令又は出張依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 出張依頼

2 旅行命令等を受けた者（以下「旅行者」という。）は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

3 旅行者が、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更を認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第5条中「出張者」を「職員は、出張をしたとき」に、「復命し、その顛末を出張命令簿に記載しておかねば」を「復命しなければ」に改める。

第6条中「日当及び宿泊料」を「日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」に改める。

第6条の2第1項中「鉄道旅行」を「鉄道を利用する旅行」に、「旅客運賃等」を「旅客運賃及び旅客料金」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「料金」の次に「の合計額」を加え、同項第3号中「新幹線」を「新幹線特別急行料金」に改め、同条第3項中「以上の」の次に「路程の」を加える。

第6条の3第1項中「水路旅行」を「船舶を利用する旅行」に、「旅客運賃等」を「旅客運賃」に改め、同条第2項中「次に規定する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 運賃の等級を4階級以上に区分する船舶による旅行の場合 最下級の直近上位の級の運賃

(2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合 中級の運賃

(3) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合 上級の運賃

(4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合 その乗船に要する運賃

(5) 第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合で、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行のとき 同一階級内の最下級の運賃

第6条の4第1項中「航空旅行」を「航空機を利用する旅行」に、「旅客運賃等」を「旅客運賃」に改め、同条第2項中「航空賃」の次に「の額」を加える。

第6条の5第1項中「陸路（鉄道を除く。）旅行」を「自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車をいう。以下同じ。）を利用する旅行」に、「旅客運賃等」を「旅客運賃」に改め、同条第2項中「旅行をする」を「旅行する」に、「区間で」を「区間について」に改め、同条に次の1

項を加える。

3 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第6条の6第1項中「旅行中」を「出張」に改め、同条第2項中「別表に掲げる」を「別表第1に定める」に改める。

第6条の7第1項中「旅行中」を「出張中」に改め、同条第2項中「別表に掲げる」を「別表第1に定める」に改める。

第6条の8第1項中「特別職の職員に随行する」を「職員が特別職職員の出張に随行して出張をする」に改め、「同額」の次に「の旅費」を加え、同条第2項中「地域の旅行」を「路程の出張」に、「宿泊料について別表に掲げる額の2割増を支給し、日当について別表に掲げる額の5割増」を「宿泊料にあつては別表第1に定める額に100分の120を乗じて得た額を、日当にあつては同表に定める額に100分の150を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「第6条の2から第6条の8第2項までの規定によらず」を「第6条の2から前条まで及び前2項の規定にかかわらず」に改め、同条第4項中「のため」を「その他の事情のために」に、「旅行する」を「出張をする」に、「第6条の2から第6条の8第2項までの規定によらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第9条の規定を準用する」を「第6条の2から第6条の7まで並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める旅費を支給することができる」に改め、同条第5項中「第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が」を「旅行者は」に、「出張命令又は旅行依頼」を「旅行命令等」に改め、同項ただし書中「について」の次に「この」を加え、「又は宿泊料」を「、宿泊料、移転料又は扶養親族移転料」に改め、同条を第6条の11とし、第6条の7の次に次の3条を加える。

（移転料）

第6条の8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ支給する。

2 移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として現に支払った額による。

（1）赴任の際扶養親族を移転する場合 別表第2の左欄に掲げる旧在勤地から新在勤地までの路程の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

（2）赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に定める額の2分の1に相当する額

（3）赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に定める額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任をした場合には、各赴任について支給することができる同号に定める額に相当する額の合計額）

3 前項第3号に掲げる場合において、扶養親族を移転した際における移転料の額が職員が赴任をした際の移転料の額と異なるときは、同号に定める額は、扶養親族を移転した際における移転料の額を基礎として計算する。

4 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第2項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第6条の9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

- 2 着後手当の額は、別表第1に定める日当の5日分の額及び同表に定める宿泊料の5夜分の額の合計の額の範囲内で市長が別に定める額による。

(扶養親族移転料)

第6条の10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、路程に応じ支給する。

- 2 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

(1) 職員が赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴させる場合 赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における次のアからウまでに掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額の合計額

ア 12歳以上 その移転の際における職員の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上 アに定める額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満 その移転の際における職員の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、職員が6歳未満の扶養親族を3人以上随伴させるときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第6条の8第2項第1号又は第3号に掲げる場合に該当するとき 扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任をした場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

- 3 前項第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において1円未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

- 4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、当該胎児であった子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第2項の規定を適用する。

第7条第1項中「により出張した場合の旅費により」を「によって」に改め、同条第2項中「によらず」を「の規定にかかわらず、」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 自動車 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

第8条中「旅費計算上の出張日数は、出張」を「出張における旅費の計算上の旅行日数は、当該出張」に改める。

第9条の2中「を準用し」を「の例により」に改める。

第10条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「しようとする者は、所定の請求書によりこれを」を「しようとするものは、市長が別に定める書面に必要な資料を添えて、」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「当該出張」を「当該旅行」に改め、同条第3項中「出張者」を「旅行者」に改め、同条第4項中「出張者」を「旅行者」に、「前項に規定する」を「相当の」に、「支払の結果」を「支払う給与」に、「旅費額」を「旅費の額」に、「金額を差し引かなければならない」を「額を差し引くことができる」に改める。

別表中「第6条の6―第6条の8関係」を「第6条の6、第6条の7、第6条の9、第6条の11関係」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条の8関係）

鉄道50キロメートル未満	107,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円

備考 路程の計算については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 船舶又は自動車を利用した場合は、4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。
- (2) 航空機を利用した場合は、鉄道、船舶又は自動車を利用したものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中間市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

(中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例（昭和28年中間市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「中間市一般職職員の旅費に関する条例」を「中間市職員等の旅費に関する条例」に改める。

(第1条関係)

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(給与の支払) 第2条 この条例に基づく給与は、他の条例に定める場合を除くほか、現金で支払わなければならない。 2 (略) (給与) 第3条 (略) <u>2 次に掲げるものについては、職員の給与から控除することができる。</u> (1)～(4) (略) <u>(5) 職員を入居させるための住宅その他の施設であって市が提供するものの入居料その他の当該施設の利用の対価の金額</u>	(給与の支払) 第2条 この条例に基づく給与は、他の条例及び第3条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。 2 (略) (給与) 第3条 (略) <u>2 宿舍、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところによりその相当額をその職員の給料から控除する。</u> <u>3 次に掲げるものについては、職員の給与から控除する。</u> (1)～(4) (略)

(第2条関係)

中間市一般職職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>中間市職員等の旅費に関する条例</u> <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費又は費用弁償（以下単に「旅費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(用語の定義)</u> <u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 職員 市の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するものをいう。</u> <u>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（常時勤務する場所をいう。次号において同じ。）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</u> <u>(3) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のためその時点における在勤地（以下「旧在勤地」という。）から新たな在勤地（以下「新在勤地」という。）に旅行することをいう。</u> <u>(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主としてその職員の収入によって生計を維持しているも</u>	<u>中間市一般職職員の旅費に関する条例</u> <u>(この条例の適用範囲)</u> <u>第1条 この条例で職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条の一般職職員をいう。</u>

のをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が市外に出張をするとき、又は赴任をするときは、この条例の定めるところにより旅費を支給する。

- 2 職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため市外に出張をする場合には、その者に対し旅費を支給する。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（前条第2項に規定する場合にあっては、依頼又は要求をする市の機関の長又はその委任を受けた者。以下「旅行命令権者」という。）の発するそれぞれ当該各号に定める旅行命令又は出張依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 出張依頼

- 2 旅行命令等を受けた者（以下「旅行者」という。）は、公務上の

(旅費の支給)

第2条 職員が公務のため市外に出張するときは、この条例により旅費を支給する。

- 2 職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため市外に旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(出張命令)

第3条 出張しようとする者は、任命権者に出張命令伺を提出し、その命令によって行わなければならない。

- 2 前条第2項の規定に該当する旅行については、市長の旅行依頼によって行わなければならない。

- 3 前項の手続は、特別の事情のない限り前日までにしなければならない。

第4条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、出張命令に従って出張することができない場合には、あらかじめ任命権者に出張命令の変更を申請しなければならない。

- 2 出張者が、前項の規定による出張命令の変更の申請をせず又は申

必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 3 旅行者が、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更を認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(復命)

第5条 職員は、出張をしたときは、帰庁後速やかに口頭又は文書をもってその要領を復命しなければならない。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(鉄道賃)

第6条の2 鉄道賃は、鉄道を利用する旅行について、路程に応じ旅客運賃及び旅客料金により支給する。

- 2 鉄道賃の額は、次の運賃及び料金の合計額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 特別急行料金 (新幹線特別急行料金を含む。)

(4) (略)

- 3 急行列車及び特別急行列車 (新幹線を含む。) については、それぞれの列車ごとに、100キロメートル以上の路程の場合に利用することができる。

請をしたがその変更を認められなかった場合において出張命令に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(復命)

第5条 出張者は、帰庁後速やかに口頭又は文書をもってその要領を復命し、その顛末を出張命令簿に記載しておかねばならない。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(鉄道賃)

第6条の2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 2 鉄道賃の額は、次の運賃及び料金とする。

(1)・(2) (略)

(3) 特別急行料金 (新幹線を含む。)

(4) (略)

- 3 急行列車及び特別急行列車 (新幹線を含む。) については、それぞれの列車ごとに、100キロメートル以上の場合に利用することができる。

4 (略)

(船賃)

第6条の3 船賃は、船舶を利用する旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

2 船賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める旅客運賃による。

(1) 運賃の等級を4階級以上に区分する船舶による旅行の場合
最下級の直近上位の級の運賃

(2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合 中級の運賃

(3) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合 上級の運賃

(4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合 その乗船に要する運賃

(5) 第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合で、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行のとき 同一階級内の最下級の運賃

(航空賃)

第6条の4 航空賃は、航空機を利用する旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

4 (略)

(船賃)

第6条の3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 船賃の額は、次に規定する旅客運賃による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、
中級の運賃を支給する。

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、
上級の運賃を支給する。

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃を支給する。

(4) 第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最下級の運賃による。

(航空賃)

第6条の4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第6条の5 車賃は、自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車をいう。以下同じ。）を利用する旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

2 車賃は、鉄道、船舶又は航空機により旅行することができない区間について、その距離が遠隔のため徒歩による旅行が著しく困難である場合に限り支給する。

3 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（日当）

第6条の6 日当は、出張の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。ただし、宿泊を伴わない場合の日当は、支給しない。

2 日当の額は、別表第1に定める定額による。

（宿泊料）

第6条の7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

2 宿泊料の額は、別表第1に定める定額による。

（移転料）

第6条の8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ支給する。

2 移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として現に支払った額による。

（1）赴任の際扶養親族を移転する場合 別表第2の左欄に掲げる

第6条の5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 車賃は、鉄道、船舶又は航空機により旅行をすることができない区間で、その距離が遠隔のため徒歩による旅行が著しく困難である場合に限り支給する。

（日当）

第6条の6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。ただし、宿泊を伴わない場合の日当は、支給しない。

2 日当の額は、別表に掲げる定額による。

（宿泊料）

第6条の7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

2 宿泊料の額は、別表に掲げる定額による。

旧在勤地から新在勤地までの路程の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に定める額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に定める額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任をした場合には、各赴任について支給することができる同号に定める額に相当する額の合計額）

3 前項第3号に掲げる場合において、扶養親族を移転した際における移転料の額が職員が赴任をした際の移転料の額と異なるときは、同号に定める額は、扶養親族を移転した際における移転料の額を基礎として計算する。

4 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第2項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第6条の9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

2 着後手当の額は、別表第1に定める日当の5日分の額及び同表に定める宿泊料の5夜分の額の合計の額の範囲内で市長が別に定める額による。

（扶養親族移転料）

第6条の10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転につい

て、路程に応じ支給する。

2 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

(1) 職員が赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴させる場合 赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における次のアからウまでに掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額の合計額

ア 12歳以上 その移転の際における職員の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

イ 12歳未満 6 歳以上 アに定める額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満 その移転の際における職員の日当、宿泊料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、職員が 6 歳未満の扶養親族を 3 人以上随伴させるときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第 6 条の 8 第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合に該当するとき 扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任をした場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

3 前項第 1 号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において 1 円未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、当該胎児であった子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第2項の規定を適用する。

(旅費の特例)

第6条の11 職員が特別職職員の出張に随行して出張をする場合には、市長の認定により特別職職員と同額の旅費を支給することができる。

2 片道500キロメートルを超える路程の出張については、宿泊料にあっては別表第1に定める額に100分の120を乗じて得た額を、日当にあっては同表に定める額に100分の150を乗じて得た額を支給する。

3 旅行命令権者において必要と認める場合は、第6条の2から前条まで及び前2項の規定にかかわらず、別に定める旅費を支給することができる。

4 職員が研修、講習その他の事情のために長期にわたり出張をするときは、第6条の2から第6条の7まで並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める旅費を支給することができる。

5 旅行者は、その出発前に旅行命令等を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行の予約のため既に支出した金額があるときは、所要の払戻しを受けることができなかった額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、当該旅行についてこの条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、移転料又は扶養親族移転料の額

(旅費の特例)

第6条の8 特別職の職員に随行する場合には、市長の認定により特別職職員と同額を支給することができる。

2 片道500キロメートルを超える地域の旅行については、宿泊料について別表に掲げる額の2割増を支給し、日当について別表に掲げる額の5割増を支給する。

3 任命権者において必要と認める場合は、第6条の2から第6条の8第2項までの規定によらず、別に定める旅費を支給することができる。

4 職員が研修、講習のため長期にわたり旅行するときは、第6条の2から第6条の8第2項までの規定によらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第9条の規定を準用する。

5 第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令又は旅行依頼を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行の予約のため既に支出した金額があるときは、所要の払戻しを受けることができなかった額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航

をそれぞれ超えることができない。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のある場合は、前項の規定にかかわらず、その現によった経路及び方法によって計算する。

3 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 自動車 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

第8条 出張における旅費の計算上の旅行日数は、当該出張のため現に要した日数による。

(外国旅行の旅費)

第9条の2 職員の外国旅行の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、市長が別に定める。

(旅費の請求)

空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のある場合は、前項によらずその現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の出張日数は、出張のため現に要した日数による。

(外国旅行の旅費)

第9条の2 職員の外国旅行の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用し、市長が別に定める。

(旅費の請求)

- 第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、市長が別に定める書面に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、旅行者は、速やかに返納しなければならない。
- 4 市長は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は相当の期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後において、その者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費の額又は当該過払に相当する額を差し引くことができる。

別表第1（第6条の6、第6条の7、第6条の9、第6条の11関係）

(略)	
-----	--

備考 1日の旅程のうち、その一部であっても公用車を使用したときは、公用車使用の場合の日当を支給する。

別表第2（第6条の8関係）

鉄道50キロメートル未満	107,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円

- 第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとする者は、所定の請求書によりこれを市長に提出しなければならない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後5日以内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、出張者は、速やかに返納しなければならない。
- 4 市長は、概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後において、その者に対し支払の結果又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払に相当する金額を差し引かなければならない。

別表（第6条の6―第6条の8関係）

(略)	
-----	--

備考 1日の旅程のうち、その一部であっても公用車を使用したときは、公用車使用の場合の日当を支給する。

鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円

備考 路程の計算については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 船舶又は自動車を利用した場合は、4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。
- (2) 航空機を利用した場合は、鉄道、船舶又は自動車を利用したものとみなす。